

## 第6回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議（概要）

日 時：平成23年12月20日（火）13:00～14:52

場 所：議事堂3階301委員会室

出席者：議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議委員9名

資 料：第6回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

資料 A 第5回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における議論の結果

資料6-1 三重県議会基本条例第12条の規定に基づく附属機関、第13条の規定に基づく調査機関及び第14条の規定に基づく検討会等について

資料6-2 他の地方議会の議会基本条例における附属機関の設置に関する関連規定

資料7-1 議員の定数及び選挙区、議員報酬及び費用弁償等に関する規定

資料7-2 他の道府県の議会基本条例において、議員の定数、選挙区、議員報酬及び費用弁償の在り方等について規定しているもの

資料8-1 他の道府県の議会基本条例において、議会の側から知事等執行部に対して文書による質問等を行うことができる規定（いわゆる「質問主意書」に類するもの）について

資料8-2 他の道府県の議会基本条例において、議会の側から知事等執行部に対して文書による質問等をおこなうことができる規定（いわゆる質問主意書に類するもの）を設けているもの

### < 検討会 議事概要 >

**委員**：只今から第6回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を始める。

今回は、「テーマ4 議会と知事の役割」、「テーマ5 反問権」について議論いただいた。その結果について事務局から説明させる。

**事務局**：< 「資料A」を説明 >

**委員**：本日は、「テーマ6 三重県議会条例第12条の規定に基づく附属機関、第13条の規定に基づく調査機関及び第14条の規定に基づく検討会等について」、「テーマ7 議員定数及び選挙区、議員報酬及び費用弁償等に関する規定について」議論したい。これらについて、資料を集め要点をまとめたので、事務局に説明させる。

**テーマ6 三重県議会条例第12条の規定に基づく附属機関、第13条の規定に基づく調査機関及び第14条の規定に基づく検討会等について**

**事務局**：< 「資料6-1」「資料6-2」を説明 >

**委員**：それでは、ご意見があればお願いしたい。

**委員**：12条で別の条例で定める附属機関の調査等の対象が議会活動だけになっていて、県政の課題が含まれていないのは、結局、丸投げすることになってしまうからと

いう整理だったのか。

**事務局**：県政一般の課題に関しては、丸投げするという事は良くないという整理がされたと推定している。県政の課題に関しては、これを議論するのは議会であり、諮問会議等に諮問するのは、議会活動制度の見直しなど議会内部的なものが対象になると理解している。

**委員**：条例に基づく調査会や附属機関は身分が非常勤の特別職にならずに報酬を支払うことができないとなっているが、そうすると謝金で支払っているのか。

**事務局**：「報償費」で支払われている。

**委員**：非常勤特別職となることとならないことの大きな違いは何か。

**事務局**：例えば公務災害の関係がある。

**委員**：ポイントとしてはその部分だけか。あとは調査対象に県政の課題を加えるかどうかというところか。

**事務局**：このテーマの検討項目は、調査対象をどうするか、委員身分の取扱い、三つの機関を一つにするかということであった。

**委員**：この問題に関しては、条例が出来てから国の「専門的知見の活用」の制度ができ、国が後追いをしてきた。その意味では、一つの成果はあった。14条検討会に関しては、もういじる余地はないのではないか。附属機関に関しては、委員の立場や報酬の問題が、国としては根拠衡量がないということで認められないということだが、これは訴訟までいく可能性があるということで、これを残しておくのか、それとも調査機関に含めるのか。

残しておく一つの理由として、県政の課題は調査機関で広くやれるが、あえて抜くことによって、議会のことに関しては附属機関でやるということは今後も特化するかどうかということではないか。議会の諸課題に関する議論であれば、然るべき機関に委ねるということはあるが、それは調査機関でもできるという議論はあるのではないか。仮に附属機関の調査対象に県政の課題まで入れると、「丸投げじゃないか」という議論にも抵触する気がしなくもない。

**委員**：最近新しく出てきた条例には、自治法100条の2の規定をまず前提にしていくという記述があったが、三重県議会条例の方が先行している。その後、法改正があったので、三重県議会で調査機関と附属機関、検討会は別ということではないか。もう少し分かりやすく設置の根拠、活動の中身を明らかにしていた方がよい。

議員報酬の在り方調査会はむしろ県政の課題というより議会活動の部分が多いが、これを附属機関にせず調査機関にしたのはなぜか。

**事務局**：代表者会議で決めていただき、時間的な問題もあって12条の附属機関ですることになった。報酬について喫緊の課題であったにもかかわらず、議員の報酬について議論するのは議会の活動かということ、広い意味では県政の課題にもなり得るという議論があって、最終的に調査機関が設置されたという経緯がある。

**委員**：本来は12条と言いながらも、13条でもいけるじゃないかと言い、条例を作っ

ている時間がないということもあって、13条で議決をしたという経緯だった。

ただ、総務省の見解で附属機関は100条の2に該当しないということ、後から議会基本条例を作ったところは避けているところが非常に多い。宮城県では第1項で100条の2で「委託」と規定している。第2項が条例で定めて機関を設置できると非常にサラリとした書き方がしてある。

今回の意見は、12、13、14条を一つにまとめるという意見があり、議論をいただいている。この12条を設置した時にはかなり物議をかもして、議会改革の諮問機関を作るのにも、国からの抵抗に遭いながらも作ったという経緯がある。

14条の検討会は、かなり活発に活動いただいている状況なので、別々のままで置いてもいいし、一つにまとめても何ら問題はない。身分上の話はどうしても残ってくるが、議会側が欲しいのは専門的知見を学識者・有識者からいただくこと。そのツールとしてこういう条項があるので、ある程度の機能はされている。あとは条文上どういう規定をしていくか議論を進めていただきたい。

**委員：**総務省の見解は附属機関に難色を示しているが、調査機関はさほどでもないということか。

**事務局：**附属機関を設けることについての回答で、調査機関のことは言っていない。

**委員：**調査機関のことは、国はどう言っているのか。

**事務局：**100条の2の専門的知見を活用することで、調査会が設置できるとしている。

**委員：**この議論をやっている時に100条の2はできている。何で国がここまで附属機関にこだわったかと言うと、そもそも議会というのは、多様な民意を反映し、かつ、選挙という先例を受けた議員によって構成される客観性を持つ合議体であると。それを議論自体を丸投げして、諮問機関の答えを尊重すべきことがあって、恒常的な諮問機関を設けることは、議会の本意じゃないから、それはダメという回答だった。議会は、議論をして合議するのが仕事なのに、それを他者に丸投げするような行為を恒常的にやるのはおかしいというのが、もともとの総務省の回答である。

**委員：**この議会基本条例の一つのポイントは12条、13条、14条。これが三重県らしさがあって、これを活用しているというところは一つの売りではないか。

今の議論を並べていくと、別に12条的な内容は13条に入れてもいいと読み、12条がなければいけないという絶対的理由はない。だが、いろんな問題もあって、議会は附属機関を設置してはいけないとは書いてないから、当時ここに書き込んだ。明らかにここに対して否定的な議論がされているようなこともないし、地方議会が国に対して一つ挑んでいる象徴的項目ではないか。当時議論をなされた方々のこだわりとして残していると考えれば、消し込むまでのことはないのではないか。

**委員：**12と13は一緒にした方がいい。ここの違いは難しくて分からない。実質的に同様の役割を果たしているというのと、議員報酬で、議会活動のことを県政の課題の一部であると解釈したということは、12条は要らないのではないか。それであれば、シンプルな方がいい。

**委員**：附属機関にしてしまうと決まったことを基本的に尊重しなければいけないが、議員報酬は本来議員自身がまず考えるべきという議論を昨年来してきたので、調査機関で留めてもらって良かったのではないか。そういう意味で、附属機関と調査機関との違いが残っているので、このまま残しておいた方がいい。その違いを逐条解説で分かりやすく残しておくことが大事である。

**委員**：附属機関と調査機関はよく似たものであり、一緒になってもいいと考えていたが、附属機関の調査対象が議会活動になっているということは、我々の議会の活動に対して第三者の目から見て時には律してもらわなければならない場面もある。議会改革諮問会議が一つの例だが、これは要るのではないか。

調査機関については、専門的知見の見解を求めて参考にさせていただかなければならない場面が多いので、これは今のままとすべき。

委員の身分についても、100条の解釈の兼ね合いの中でいろいろ見解があることは承知はしているが、三重県としてきちっと附属機関を明示して条例を整備しているからには、身分も明らかにして、自主性、自律性を高めた内容にしていくべき。その経過の中で国とのやり取りがあるのであれば、それは堂々とさせていただくべきではないか。

**委員**：そもそも「附属機関」という名前自体が分かりにくくしている。どういう名称にするかという議論は当時なかったのか。

- 休 憩 -

**委員**：12条、13条、14条は、三重県議会の一つの特徴。これをどう運用していくか、足らざるところをどうしていくかという議論はあるが、大きな特徴であることを考えると、この体系を残しておくべきではないか。より検証していき、精査していくということでどうか。

**委員**：名は体を表していない気がするので「外部附属機関」とし、もう一つは「内部調査機関」とするとか、言葉を対比させるほうが分かりやすいのではないか。

**事務局**：可能である。機関の名称は固定されていない。ただ、議論の経緯から地方自治法に書かれている附属機関をそのまま持ってこようとした当初の趣旨があるので、そこを尊重するか、しないかという問題点が残る。

**委員**：名称としてそこまで付けることまでは要らない。逐条等で説明を加えておくという範囲で十分ではないか。

**委員**：逐条ではもう少し明確に書いて、条文上はこのままという形で整理したい。

**委員**：執行機関の附属機関というのも言葉足らずではないか。逐条解説で説明しなければ分からないようなことではいけないので、文言を変えたほうがいい。

**委員**：法律用語とか地方自治法でいうところの「附属機関」と同じものというのは三重県議会として譲れないところであって、「外部附属機関」と付けることによって違

う解釈も生まれ、誤解を与えるリスクがある。調査機関は、逆に「内部調査機関」と付けてもよいのではないか。

**事務局：**新しい言葉を使うと説明をしないといけないので問題になってくる。名称を変えることのリスクと、分かりやすさの兼ね合いである。逐条解説を見ないと分からないというのは本当は良くないが、三重県の場合は最先端のことをやろうとしているので、言葉を変えずにイメージを浸透させていくということから、あまり変えない方がいいという考えもある。

**委員：**ということで、その位置付けを浸透させていくことの方が重要性も高く、その方がいい。

**委員：**結論としては、条文はこのままで、逐条解釈のところをもう少し分かりやすい形に書き変えるということで整理したい。

**委員：**逐条解説で「これは外部附属機関である」という書き方は、違うものを予見させるので、そこを整理しておいて欲しい。

**委員：**委員身分は、それぞれの条例で位置づけるのか。それとも 12 条の 2 項で附属機関の委嘱する委員は非常勤特別職と書き込むのか。分からないのは、非常勤特別職というのはどう違うのか。公務災害の対象かどうかということだけなのか、他にもっとあるのではないか。そこだけペンディングで残しておいてもらいたい。

**委員：**事務局、非常勤特別職とそうでないところの違いを一度整理してもらいたい。その上で次回にその議論することでよいか。

テーマ 8 の文書で国会みたいに質問書を出して回答をもらう制度については、会期の見直しに関するプロジェクト会議で既に議論されて結論が出ているので、そちらの方を尊重したいと考えるがいかがか。

**委員：**当会派はこの会議に誰も入っておらず、存じ上げていない。他会議で結論が出ているからここでは議論をしないというのは理解しかねる。議会に関する基本的事項を定める部分を検討しているこちらの方こそが議論をすべきmatterである。会期の見直しでなぜ質問の仕方まで議論しているのか。

**事務局：**会期の見直しが主であるが、議会運営全般についても議論すると議会改革推進会議の中で振り分けている？

**委員：**だったらその段階で整理する話である。議会運営上の話を向こうがやっているとしても、議会基本条例にこの内容を書き込むと言ったら、それに基づいて議会運営委員会等が具体的なことをしていくということであって、議会運営よりも優先するのではないか。向こうが先に議論したからノーというのは分からない。

**委員：**今、そういう話を受けたので、テーマ 8 については後ほど議論する。

## テーマ 7 議員定数及び選挙区、議員報酬及び費用弁償等に関する規定について

**事務局：**<「資料 7-1」「資料 7-2」を説明>

**委員：**議会基本条例の目的で第 1 条「議会に関する基本的事項を定める」とあり、選

挙区や定数、報酬は、議会に係わる基本事項。県民に最も意識がある事項の一つであり、入れるべきである。

それぞれの条例があるという意見もあるが、定数も報酬も地方自治法に基づいて事実を述べているだけで、そこには議会の意思や姿勢を示すものはない。だから定数に関しては、北海道が「道民の意思が的確に反映されるよう不断の見直しを行う」と議会の意思や姿勢が示されている。議会としては県民に対して条例にこういう意思を示す必要はある。報酬等に関しては、岩手のように報酬等を支払っているという根拠条例を入れる必要性がある。

**委員：**県民に対して、我々の定数や報酬に対する毅然とした姿勢を示す意見に賛同する。

**委員：**議会基本条例には 24 条の 2 項があり、当時この基本条例を作っている時と並行して政治倫理条例を作っていたので、「別に倫理に関する条例を定める」というのを入れている。よく似た話で、最終的に「別に定める」という話になる。

だから、北海道のように意思表示だけで終わっておくか、「別に定める」というやり方でいくか、変に入れ出すと全部入れていかなければならない。委員の意見はだいたい入れる方向と理解した。後はその入れ方で、北海道議会の「不断の見直しを行う」という意思表示のやり方にしていくか、「～の条例で別途定める」という書き方にするか、どうか。

**委員：**北海道の形に近い。定数条例や報酬に関しては、それに対する議会の意思や姿勢を示す必要性がある。報酬に関しても、県民の負託に応えられるよう適切なものにしなければいけないとか、その報酬に見合うようにといった意思表示をするべきではないか。

**委員：**北海道のように定数だけ意思を出すというのもいい。

**委員：**整理すると、「別途条例で定める」というような書き込みではなくて、ここは理念を表す表現にしていくということによいか。

次に、定数と報酬の両方とも織り込む形にするか、別々にするか。思想だけ入れるのならば、報酬も今提案されたような入れ方は十分可能ではないか。

**委員：**今、報酬を検討されている会議の意見も踏まえながら、最終的に我々が報酬の在り方を決める時は何らかの意思を示すことになるので、その際に基本条例の中に反映できればよい。

**委員：**今まさしく調査会で議論されて、そこで労働の対価なのか、立場としての職務に対する対価なのかという議論がある。あと、議員活動をどう捉えるのかによっても書き方が変わってくる。そういうことから、報酬に関しては、その議論を待つということでしょうか。

**委員：**報酬調査会で議論されているということは分かるが、議員活動とはそれに見合う対価であるという意見交換は一つもしていない。我々議会として、議員活動とは何か、それに見合う対価とは何か、報酬はどこまでだという議論をする場が必要で

ある。

**委員**：調査会の結論をそのままここに書くという意味ではなく、三重県議会として議論する場を持ってもらえると信じているし、議会としての議論を踏まえた中身を盛り込みたい。

**委員**：まず定数等について考え方を示すということで整理させてもらいたい。

報酬については、年明けぐらいには結論が出てくるので、後ほど議論させていただく。次回は1月17日午後2時から

(14:52終了)